

2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時 裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ
(TEL:03-6748-2111(代表))

新株予約権を用いたストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、取締役会決議による委任にもとづき、当社代表執行役が、ストック・オプション付与を目的とする新株予約権の発行を本日付で決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. スtock・オプション付与を目的として新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役その他の役員及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、これらの者に対して、新株予約権を発行するものです。

II. 新株予約権の発行要領

1. 第 53 回普通株式新株予約権(以下「1. 第 53 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権」という。)

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社執行役	6 名	(計 9,872 個)
当社従業員	15 名	(計 3,053 個)
当社子会社取締役その他の役員	11 名	(計 1,935 個)
当社子会社従業員	139 名	(計 5,527 個)
計	171 名	(合計 20,387 個)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,038,700 株

各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。) 100 株

(3) 新株予約権の総数

20,387 個

(4) 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、以下の②から⑦の基礎数値にもとづき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した、普通株式 1 株当りのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d_1) - Ke^{-rt}N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

①普通株式 1 株当たりのオプション価格(C)

②株価(S):2025 年 11 月 21 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)

③行使価額(K):新株予約権の割当日の前 10 営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1 円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値に相当する金額

④予想残存期間(t):5.68 年間

⑤ボラティリティ(σ):5.68 年間(2020 年3月 18 日から 2025 年 11 月 21 日まで)の各取引日における終値にもとづき算出した株価変動率

⑥リスクフリーレート(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り(q):1株当たりの配当金(2026 年 3 月期の予想配当金)÷上記株価(S)

⑧標準正規分布の累積密度関数:(N(・))

(注1)上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。当該新株予約権の割当てを受ける者(以下「1. 第 53 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権者」という。)のうち当社の執行役及び従業員については、新株予約権と引換えに払い込む金銭の額に、当社が対象者に対して割り当てる新株予約権の数を乗じた金額の金銭の払込みに代えて、当該払込額に相当する額の当社が付与した報酬請求権をもって、また、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員については、当該子会社より当該払込額に相当

する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権に係る支払い債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって、それぞれ相殺することにより新株予約権の払込みがなされるため、新株予約権の発行時に金銭の払込みは行われない。ただし、これらの報酬請求権は、新株予約権者が当社との間で割当契約を締結することを条件として付与するものとする。

(注2)2025 年 11 月 21 日に決定する予定である。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前 10 営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1 円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値に相当する金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 11 月 25 日から 2035 年 11 月 24 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約(以下「割当契約」という。)に定める一定の制限に服するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。
- ③ その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約に定める制限に服するものとする。

(11) 新株予約権の割当日

2025 年 11 月 25 日

2. 第 54 回普通株式新株予約権(以下「2. 第 54 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権」という。)

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	2 名	(計 181 個)
当社子会社取締役その他の役員	4 名	(計 3,771 個)
当社子会社従業員	18 名	(計 5,431 個)
計 24 名	(合計 9,383 個)	

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 938,300 株

各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。) 100 株

(3) 新株予約権の総数

9,383 個

(4) 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、以下の②から⑦の基礎数値にもとづき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した、普通株式 1 株当りのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d_1) - Ke^{-rt}N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

①普通株式 1 株当たりのオプション価格(C)

②株価(S):2025 年 11 月 21 日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を同日の東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の為替レートにて換算した価格

③行使価額(K):新株予約権の割当日の前 10 営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同 10 営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1 セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値(当該日に終値がない場合

は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値を基準換算レートで換算した米ドル額(1 セント未満の端数は切り上げる。)に相当する金額

④予想残存期間(t):5.53 年間

⑤ボラティリティ(σ):5.53 年間(2020 年5月 12 日から 2025 年 11 月 21 日まで)の各取引日のニューヨーク証券取引所における当社米国預託証券(ADR)の終値にもとづき算出した株価変動率

⑥リスクフリーレート(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り(q):1株当たりの配当金(2026 年 3 月期の予想配当金)÷2025 年 11 月 21 日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)

⑧標準正規分布の累積密度関数: $(N(\cdot))$

(注1)上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。当該新株予約権の割当てを受ける者(以下「2. 第 54 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権者」という。)のうち当社の従業員については、新株予約権と引換えに払い込む金銭の額に、当社が対象者に対して割り当てる新株予約権の数を乗じた金額の金銭の払込みに代えて、当該払込額に相当する額の当社が付与した報酬請求権をもって、また、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権に係る支払い債務を引き受けたいと欲する当該報酬請求権をもって、それぞれ相殺することにより新株予約権の払込みがなされるため、新株予約権の発行時に金銭の払込みは行われない。ただし、これらの報酬請求権は、新株予約権者が当社との間で割当契約を締結することを条件として付与するものとする。

(注2)2025 年 11 月 21 日に決定する予定である。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、基準円価額を、基準換算レートで換算した米ドル額(1 セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値を基準換算レートで換算した米ドル額(1 セント未満の端数は切り上げる。)に相当する金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 11 月 25 日から 2035 年 11 月 24 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約(以下「割当契約」という。)に定める一定の制限に服するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。
- ③ その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約に定める制限に服するものとする。

(11) 新株予約権の割当日

2025 年 11 月 25 日

以 上